



## ワールド・インフラ好配当株式ファンド（毎月決算型）／（成長型）

愛称：世界のかけ橋（毎月決算型）／（成長型）

追加型投信／内外／株式

### 足もとの運用状況と投資環境について

平素は、「ワールド・インフラ好配当株式ファンド（毎月決算型）／（成長型）（愛称：世界のかけ橋（毎月決算型）／（成長型））」（以下、各ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

足もとの原油価格の急落により、エネルギーセクター全般に業績悪化が広がるとの懸念が強まっています。当資料では、足もとのファンドの運用状況と投資環境についてご報告いたします。

### 運用実績

#### 毎月決算型



#### 成長型



※期間：2012年7月30日（各ファンド設定日前営業日）～2020年3月13日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

各ファンドの主な投資リスク、ファンドの費用、当資料のお取扱いについてのご注意は、該当ページをご覧ください。

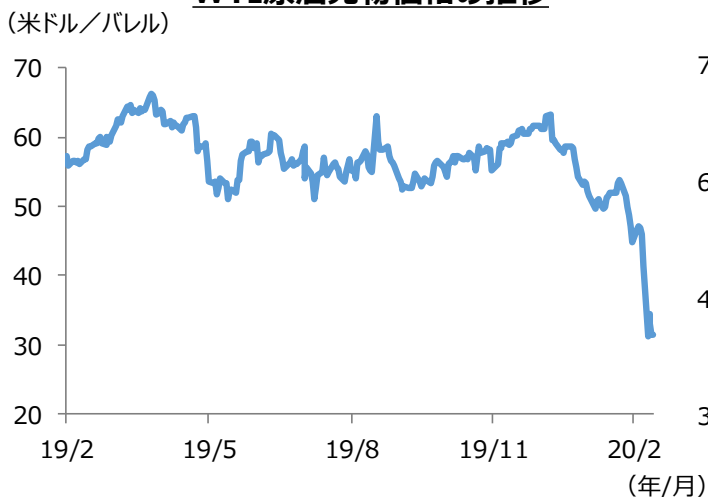


## 足もとの投資環境

### ✓原油価格急落の背景

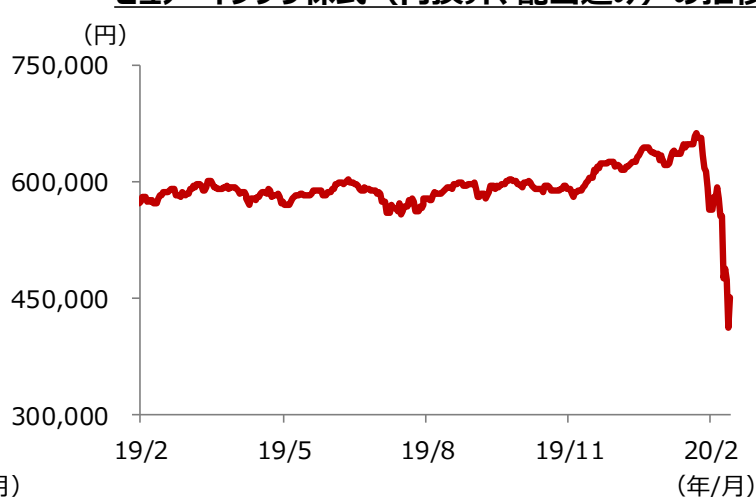
- 新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への懸念を受けて、世界的な原油需要が減少したことから、3月6日にOPEC（石油輸出国機構）加盟国とロシアなど非加盟国との間で閣僚級会合が開催されました。会合では、新たに日量150万バレルの減産拡大と、3月末に期限切れとなる現行の日量210万バレル減産の延長が提案されましたが、ロシアの抵抗により合意できず、協議は決裂しました。
- 合意が不調に終わり、4月1日からOPEC加盟国およびロシアを含む非加盟国の産油上限枠が外れたことで、大量の原油が供給される見込みとなり、これを受けて6日のWTI（ウェスト・テキサス・インターミディエート）原油先物価格は10%近く下落しました。さらに3月7日には、合意が不調に終わったことを受け、サウジアラビアがシェアの確保のために原油の増産と値下げに踏み切りました。このことから世界的な原油の価格競争激化が予想され、7日のWTI原油先物価格は25%と大幅に下落しました。

WTI原油先物価格の推移



※期間：2019年2月28日～2020年3月13日（日次）  
出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

ピュア・インフラ株式（円換算、配当込み）の推移



\*ピュア・インフラ株式は、参考指標として表示しているものであり、実際の各ファンドのパフォーマンスとは異なります。  
※ピュア・インフラ株式（参考指標）：Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index Total Return（円換算）  
※期間：2019年2月28日～2020年3月13日（日次）  
出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

## 今後の見通しと運用方針

### ✓エネルギー・インフラ企業への影響

- 短期的には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて原油の需要が減退し、原油価格が下落することで、米国のシェールオイル生産量は緩やかに減少するとみえています。しかし、長期的には、低コストで生産をおこなう米国のシェールオイルの輸出量は、需要が回復するにつれ引き続き拡大するとみえています。
- 原油価格の急落を受け、米国のエネルギー企業がシェールオイルを減産することにより、同時に生産されていたシェールガスの供給量が減れば、代わりに天然ガスの需給が改善するとみえています。各ファンドの保有銘柄であるウィリアムズ・カンパニーズやキンダー・モルガン、TCエナジーなどは、シェールオイルやシェールガスの生産地とは異なる地域から天然ガスを供給しているため、天然ガスの需給の改善にともなうパイプラインの活性化による恩恵を受けると考えられます。
- 各ファンドは、財務が健全で、配当政策が安定しており、経験豊かな経営陣によって高い利益を獲得し、株主価値を向上し続けている銘柄を保有しています。足もとの原油価格の急落で、エネルギー・インフラ企業のバリュエーションは割安な状態となっており、配当利回りも非常に魅力的な水準であると考えられます。インフラ企業が資本支出を抑え、レバレッジをさらに解消し、キャッシュ・フローを拡大させることで、現状の不均衡な状態が解消されれば同セクターは中長期的に再評価されると考えています。

※当ページの記載は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドから入手した情報にもとづいて作成しています。

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の動向や各ファンドの運用成果等を示唆・保証するものではありません。  
また、上記の個別銘柄の記載は例示を目的としたものであり、当該銘柄の売買を推奨するものではありません。  
上記見通し及び運用方針は作成時点のものであり、市場環境の変動等により、予告なく変更される場合があります。

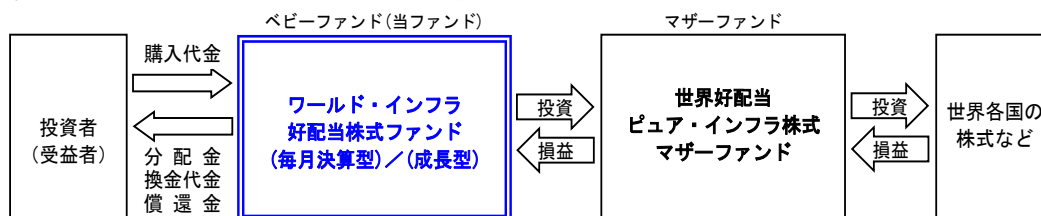
各ファンドの主な投資リスク、ファンドの費用、当資料のお取り扱いについてのご注意は、該当ページをご覧ください。

ワールド・インフラ好配当株式ファンド（毎月決算型）／（成長型）の各ファンドは、主として世界各国の株式などに実質的に投資します。実質的に組み入れた株式などの値動き、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、各ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

1. 主として世界のピュア・インフラ企業が発行する上場株式などに実質的に投資します。企業の安定的な収益力などに着目します。

◆各ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。



◆各ファンドにおける「ピュア・インフラ企業」とは、インフラ関連企業の中でもインフラ資産を実際に所有する、もしくは、運営するビジネスで収益の多くを獲得する企業を指します。

◆「株式など」とは上場株式、預託証券、MLP※などの株式に類似する権利、上場投資信託証券を指します。

※MLPとはマスター・リミテッド・パートナーシップ（Master Limited Partnership）の略称で、米国のエネルギーインフラへの投資促進などを目的とする共同投資事業形態のひとつです。

◆株式などには、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて投資します。

◆各ファンドおよびマザーファンドにおいて、原則として為替ヘッジを行いません。

2. マザーファンドの運用指図権限の全部または一部をAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。

◆同社はオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、160年もの歴史を誇るオーストラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。

◆オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産（REITを含む）やインフラ関連企業への投資についても、世界的に著名な運用会社です。

◆未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代後半から実績を積み重ねております。

3. 分配方針の異なる（毎月決算型）／（成長型）から選択できます。

◆（毎月決算型）は、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として、利子・配当等収益相当額を基礎として分配を行います。また、毎年1月および7月の決算時の分配金額は、基準価額水準などを勘案し、上記分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

◆（成長型）は、毎年1月15日および7月15日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、基準価額水準や市況動向などを勘案して分配を行います。

◆（毎月決算型）／（成長型）の各ファンド間においてスイッチングができる場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

◇運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

当資料における使用指数

【ピュア・インフラ株式（参考指標）】Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index Total Return（円換算）

指数の著作権等

■Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index Total Returnは、公表している機関の知的財産です。同機関は、当該指数の算出、公表、利用などに関する一切の権利を有しております。同機関はファンドの運用実績などに関する一切の責任を負いません。

※Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index Total Return（円換算）は、Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index Total ReturnをアセットマネジメントOneが円換算したもので、世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドの参考指標です。



## 収益分配金に関する留意事項

- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



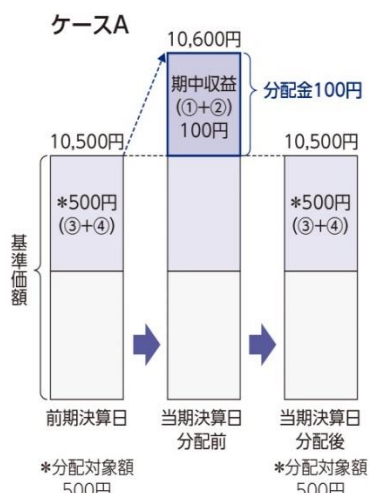
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

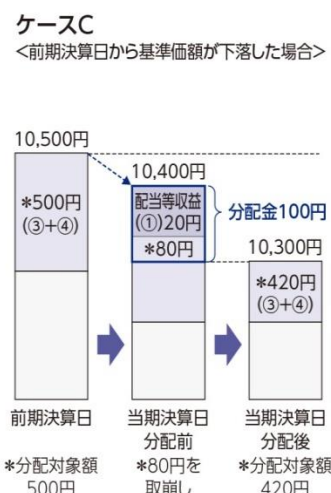
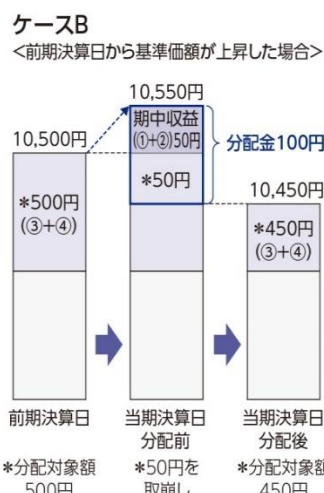
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



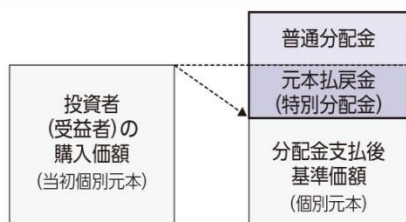
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円  
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円  
ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

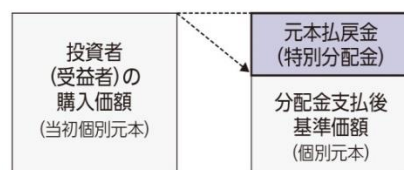
- ◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

**主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）**

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク              | 株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。                                                                                                                           |
| 為替変動リスク              | 外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。<br>また、新興国通貨建証券の場合、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。                                                                      |
| 流動性リスク               | 有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。                                                                                              |
| 特定の業種・有価証券の種類への投資リスク | 各ファンドで実質的に投資する株式などの銘柄は、限定されたインフラ関連の業種が中心となります。したがって、幅広い銘柄に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株式などの中には、上場普通株に加えて、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券が含まれます。普通株に類似した性格を持つ証券ではあるものの、それぞれの市場において普通株とは異なる取引上や税制上の取り扱いを受ける場合があり、結果的に基準価額に影響を及ぼす可能性があります。 |
| カントリーリスク             | 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。<br>一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。                                              |
| 信用リスク                | 有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。                                                                                |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

**◆収益分配金に関する留意事項◆**

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



**お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

|                    |                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)                                                                                                                                                                    |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                  |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                   |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                               |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                        |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                        |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。                                                                                                                                                |
| 購入・換金申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。<br>・オーストラリア証券取引所の休業日・シドニーの銀行の休業日<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日・ニューヨークの銀行の休業日                                                                           |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みを取り消す場合があります。                                                                 |
| 信託期間               | 2022年7月15日まで(2012年7月31日設定)                                                                                                                                                               |
| 繰上償還               | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>・各ファンドにおいて受益権の総口数が10億口を下回った場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合<br>・やむを得ない事情が発生した場合                                        |
| 決算日                | (毎月決算型)<br>毎月15日(休業日の場合は翌営業日)<br>(成長型)<br>毎年1月および7月の各15日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                    |
| 収益分配               | (毎月決算型)年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>(成長型)年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※各ファンドのお申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。<br>※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。                       |
| スイッチング             | (毎月決算型)／(成長型)の各ファンド間において乗り換え(スイッチング)ができる場合があります。スイッチングの取扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。<br>※スイッチングの方法などは、購入および換金の場合と同様になります。また、購入時手数料は販売会社が別途定めます。                             |

**ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

|                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。<br>※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ●投資者が直接的に負担する費用                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 購入時手数料                                                                                                 | 購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。                                                                                                                                                                                                                 |
| 信託財産留保額                                                                                                | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                      |
| ●投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 運用管理費用(信託報酬)                                                                                           | 各ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.848%(税抜1.68%)</b><br>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。<br>※信託報酬には、世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.50%以内)が含まれます。                  |
| その他の費用・手数料                                                                                             | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料・信託事務の処理に要する諸費用・外国での資産の保管等に要する費用・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等<br>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |



## 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆ファンドの関係法人 ◆

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
 [ファンドの運用の指図を行う者]  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
 加入協会：一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会  
 ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社  
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]  
 ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

### ◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター 0120-104-694  
 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)  
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

マザーファンドの運用指図権限の全部または一部をAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。

「ワールド・インフラ好配当株式ファンド（毎月決算型）」が、  
 『R&Iファンド大賞2019』の「投資信託／インフラ関連外国株式部門」  
 において優秀ファンド賞を受賞しました。



「R&Iファンド大賞」は、R&Iが信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきR&Iが保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&Iに帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。選考は、2017、2018、2019年それぞれの3月末時点における1年間の運用実績データを用いた定量評価がいずれも上位75%に入っているファンドに関して、2019年3月末における3年間の定量評価によるランキングに基づいています。

※当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2020年3月11日現在

| 商号             | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 | 毎月決算型 | 成長型 |
|----------------|---------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|-------|-----|
| 株式会社横浜銀行       | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号     | ○       |                 | ○               |                    |    | □     | □   |
| 株式会社第四銀行       | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第47号     | ○       |                 | ○               |                    |    | □     | □   |
| 株式会社富山銀行       | 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第1号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 株式会社静岡銀行       | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第5号      | ○       |                 | ○               |                    |    | □     |     |
| 株式会社清水銀行       | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第6号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社京都銀行       | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号     | ○       |                 | ○               |                    |    | □     | □   |
| 株式会社池田泉州銀行     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号      | ○       |                 | ○               |                    |    | □     |     |
| 株式会社紀陽銀行       | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社鳥取銀行       | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第3号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社阿波銀行       | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第1号      | ○       |                 |                 |                    |    |       | □   |
| 株式会社四国銀行       | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社鹿児島銀行      | 登録金融機関 九州財務局長（登金）第2号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 株式会社福島銀行       | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第18号     | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 株式会社栃木銀行       | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号     | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社東日本銀行      | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第52号     | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 株式会社福岡銀行       | 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第8号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社第三銀行       | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号     | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社トマト銀行      | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号     | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社徳島大正銀行     | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第10号     | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 株式会社高知銀行       | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第8号      | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社福岡中央銀行     | 登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第14号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 株式会社佐賀共栄銀行     | 登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第10号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 株式会社沖縄海邦銀行     | 登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 岐阜信用金庫         | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第35号     | ○       |                 |                 |                    |    |       | □   |
| アーク証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 藍澤證券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号    | ○       | ○               |                 |                    |    | □     | □   |
| auカブコム証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号   | ○       |                 | ○               |                    |    | □     | □   |
| 四国アライアンス証券株式会社 | 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第21号   | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 永和証券株式会社       | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社SBI証券      | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |    | □     | □   |
| 木村証券株式会社       | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第6号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 九州FG証券株式会社     | 金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第18号   | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 極東証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号   | ○       |                 |                 | ○                  |    | □     | □   |
| あかつき証券株式会社     | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号   | ○       | ○               | ○               |                    |    | □     | □   |
| 岩井コスモ証券株式会社    | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号   | ○       |                 | ○               |                    |    | □     | □   |
| 株式会社しん証券さかもと   | 金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 北洋証券株式会社       | 金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号   | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| UBS証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2633号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |    | □     | □   |
| めぶき証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1771号 | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 立花証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号  | ○       |                 | ○               |                    |    | □     | □   |
| 大熊本証券株式会社      | 金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 大山日ノ丸証券株式会社    | 金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第5号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 楽天証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |    | □     | □   |
| 東海東京証券株式会社     | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号  | ○       |                 | ○               | ○                  |    | □     | □   |
| 東洋証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号  | ○       |                 |                 | ○                  |    | □     | □   |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からの取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）



**販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）**

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2020年3月11日現在

| 商号            | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 | 毎月決算型 | 成長型 |
|---------------|---------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|-------|-----|
| 第四北越証券株式会社    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 西村証券株式会社      | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号   | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| マネックス証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○               | ○               |                    |    | □     | □   |
| 日産証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号  | ○       |                 | ○               |                    |    | □     | □   |
| 浜銀TT証券株式会社    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 百五証券株式会社      | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| ひろぎん証券株式会社    | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 丸八証券株式会社      | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号   | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| リテラ・クレア証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 三津井証券株式会社     | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号   | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 水戸証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号  | ○       | ○               |                 |                    |    | □     | □   |
| 三豊証券株式会社      | 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号    | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 株式会社仙台銀行      | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号     | ○       |                 |                 |                    |    | ※1    | ※1  |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。 2020年3月11日現在

| 商号         | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 | 毎月決算型 | 成長型 |
|------------|------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|-------|-----|
| 大地みらい信用金庫  | 登録金融機関 北海道財務局長（登金）第26号 |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 新庄信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第37号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 宮城第一信用金庫   | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第52号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 桐生信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第234号 |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| しのめ信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第232号 |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 足利小山信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第217号 |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 栃木信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第224号 |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 青木信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第199号 |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 平塚信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第196号 |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 朝日信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第143号 | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 東京東信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第179号 | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 三条信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第244号 |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 長野信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第256号 | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 金沢信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第15号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| のと共栄信用金庫   | 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第30号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 福井信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第32号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| しずおか焼津信用金庫 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第38号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 静岡信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第43号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 浜松磐田信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第61号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 遠州信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第28号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 大垣西濃信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第29号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 豊川信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第54号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 西尾信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第58号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 蒲郡信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第32号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 東春信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第52号  |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 北伊勢上野信用金庫  | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第34号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 桑名三重信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第37号  |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 長浜信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第69号  |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 湖東信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第57号  |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 京都信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第52号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 京都中央信用金庫   | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第53号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 大阪信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第45号  |         |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 大阪シティ信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第47号  | ○       |                 |                 |                    |    |       | □   |
| 奈良信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第71号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 大和信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第88号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 奈良中央信用金庫   | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第72号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| きのくに信用金庫   | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第51号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 姫路信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第80号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 播州信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第76号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 兵庫信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第81号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 尼崎信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第39号  | ○       |                 |                 |                    |    | □     | □   |
| 但馬信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第67号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 玉島信用金庫     | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第30号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 観音寺信用金庫    | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第17号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |
| 幡多信用金庫     | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第24号  |         |                 |                 |                    |    | □     |     |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。 （原則、金融機関コード順）